

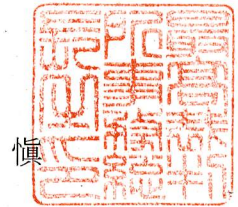
最高裁秘書第1314号

令和4年5月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和3年3月27日付け（同月29日受付、第021128号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

交通違反を理由に司法修習生が戒告処分を受けた事例に関する文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）